

避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル

令和2年4月30日
高知市防災対策部
防災政策課

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象となり、本市においても市民の皆様に感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

これからの出水期を迎えるに当たり、豪雨災害の発生に備え、避難所を開設する場合には、感染の拡大を防ぐため、避難所での感染症対策に万全を期することが重要となります。

避難所に多くの方が集まると感染拡大リスクの高まりが予測されるため、避難情報を十分に検討した上で、安全の確保が見込まれる親戚や友人の家へ避難する等の分散避難についても検討していただきたいと考えております。

その上で、避難される市民の皆様への感染予防を図るため、「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」を策定しました。

これらの対策を的確に実施し、災害時の感染症予防を推進していきます。

1 避難者の受け入れ

(1) 避難者の健康状態の確認

避難所受付での体調確認（発熱、咳等）や検温を行うとともに、適宜、体調に留意していただくなど、避難者の健康状態の確認に努めます。

(2) 発熱、咳等の症状のある方については専用スペースを確保

発熱、咳等の症状のある方については、専用のスペースを確保します。

専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を区分します。

(3) 濃厚接触者及び健康観察者の避難

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者及び健康観察者の避難については、高知市保健所と連携し、市有施設から受入場所を決定した上で適切に対応します。

2 避難所の運営

(1) 十分なスペースの確保

避難所では、3密（密閉・密集・密接）を避けることができるスペースを確保します。多くの方が避難しスペースの確保が困難となる場合には、他の部屋や別の避難所への誘導を行います。

(2) 適切な換気の実施

機械換気や窓の開閉により、適切な換気を行います。

(3) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者及び避難所運営スタッフにおいては、手指消毒や石鹸での手洗い、咳エチケット等を行い基本的な感染予防対策の徹底に努めます。

(4) 避難所の衛生環境の確保

机・いす・ドアノブ等は定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境の確保に努めます。

3 市民への周知・啓発

避難所への移動や避難所における感染拡大リスクを下げるため、市民一人一人が自らの体調チェックや感染防止のエチケットなどの基本的な感染症対策を図ることを周知します。

また、マスク、アルコール消毒液、体温計等については、避難所での備えに限りがあるため、避難する方での事前の備えについても併せて周知します。

避難所が過密状態になることを避けるため、可能な場合は安全の確保が見込まれる親戚や友人の家へ避難する等の分散避難についての周知を図ります。

これらの事項を、ホームページ、フェイスブック等を利用し、わかり易い広報に努めます。

中長期的避難所のための一般的感染予防策（参考）

避難所全てのスタッフと避難者が適切な感染対策を行うことで、感染症伝播を減らすことができる。

- ・スタッフと避難者は頻繁に石鹸と水で手を洗う。
- ・こどもも頻繁に石鹸と水で手を洗うように、手助けをする。
- ・擦式アルコール消毒は、石鹸と水の手洗いに加えて行うと効果的である。また、石鹸と水が入手できないときは、合理的な一時代用品である。
- ・擦式消毒用アルコール製剤は、避難所のいたるところに設置する。特に、給食の列の始まる場所と、トイレの外に設置する。
- ・以下の個人衛生実施を支援する。
 - 咳をするときには、手かティッシュで口を覆い、ティッシュはゴミ箱へ捨てる。手は石鹸と水で洗うか、擦式消毒用アルコール製剤で消毒する。もし可能であれば、避難所の生活区域にティッシュを供給する。
 - 食事の準備をするときは、個人衛生を行う。
 - 食器やコップを共有しない。
 - 個人の洗面道具は誰とも共有しない。櫛、剃刀、歯ブラシやタオルなど。
- ・少なくとも1週間に2回、避難者を入浴させる。
- ・衣類と寝具を洗うのに適切な洗濯設備を設置する。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班作成

避難所における感染症対策について

<p>使うもの</p>	<p>体温計、アルコール消毒液、石鹸、マスク、ゴム手袋（使い捨て）、感染症対策掲示物、キッチンペーパー等使い捨てタオル、ディスポガウン、パーティション、養生テープ（赤・黄・青）、大型ビニール袋、ティッシュペーパー</p>
<p>避難者受け入れまでの準備</p>	<p> <input type="checkbox"/> 受付の設置（体温計・受付票等の準備） <input type="checkbox"/> 体調不良者とそれ以外の避難者が使用する部屋・トイレをそれぞれ準備 <input type="checkbox"/> アルコール消毒液の設置（施設入口や避難者の滞在部屋等に設置する。） <input type="checkbox"/> 各滞在部屋までの移動ルートを確認 （ルートは養生テープ等を活用し、体調不良者とそれ以外の避難者が接触しないように可視化する。） <input type="checkbox"/> 避難所運営スタッフは感染防止のため、体調不良者との連絡及び物品等の受渡しについては、原則、直接の接触を避けるようにする。 </p>

避難所受付にて、避難者に検温を依頼する。別紙「受付票」に記載する。

発熱なし

発熱あり

〇〇〇（部屋名）に誘導する。
誘導する際には、体調不良者と接触しないように移動ルートについて注意する。

〇〇〇（部屋名）に誘導する。
誘導する際には、体調不良者以外の避難者と接触しないように移動ルートについて注意する。

避難者には1日2回の検温を依頼する。
検温結果については、避難者ごとに記録をつける。

部屋内では、一人ごとパーティションで区切る等の工夫をする。

発熱なし

発熱あり

机やイス、ドアノブ等を定期的に清掃し、衛生環境を整えるとともに、避難者の体調に留意する。

発熱ありの対応に移行する。
感染拡大防止とともに対象者の健康状態に留意する。

緊急性が高い場合は、災害対策本部に連絡する。

感染防止のため、

- ・原則4㎡/人の収容人数で対応
- ・1時間に1回10～15分の換気
- ・1室で対応できなくなった場合は、新たな部屋、又は別の避難所への移動を検討

濃厚接触者・健康観察者の避難先

避難先の場所は、防災対策部と保健所で検討する。
運営は医療対策班等が行う。

避難者の受け入れ

避難所の運営